

## 第 18 号

## 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 24 年 6 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**関西広域連合規約の一部を改正する規約**

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第2条及び別表中「大阪市及び堺市」を「京都市，大阪市，堺市及び神戸市」に改める。

**附 則**

この規約は，総務大臣の許可のあった日から施行する。

## 提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により，関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり，同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。